

野 迫 川 村 教 育 大 綱



令和 3 年 4 月

野 迫 川 村

野迫川村教育委員会

I 大綱の位置付け

令和2年3月に野迫川村総合計画2020（のせがわスマイルプラン）が策定されました。この「スマイルプラン」は、野迫川村が10年後に目指す将来像と、それを実現するための体系などを示したものです。将来像として「天空の國 野迫川 夢を持ち、夢が語れる村」を掲げ、すべての村民が将来に夢と希望を持って、笑顔でいきいきと暮らし、野迫川をふるさととして誇れる村にしたいという想いが込められています。

野迫川村教育委員会では、この「スマイルプラン」を基に新しい教育大綱を策定しました。

II 大綱の期間

大綱が対象とする期間は、令和3年度を初年度とし、「スマイルプラン」の終期である令和11年度までの9年間とします。ただし、国・県の動向及び社会情勢等を踏まえ、必要に応じて本大綱を改訂するものとします。

III 基本理念

次代を担う人と文化を育む村づくり

子どもたちが心身ともにたくましく育ち、未来を切り拓く人材として成長していく上で、学校教育の果たす役割は極めて大きなものがあります。

学校で、知識を獲得するだけでなく、学んだことを実際に活かせることができるようなたくましい人材を育てていかなければなりません。

一方、全ての人々が、生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習する生涯学習社会の形成が求められています。その中で、村民が趣味やスポーツ、文化・芸術等を楽しむような精神的な豊かさや喜びが必要です。

また、野迫川にある文化遺産に目を向けることや国際交流を通じての体験が村の良さを再発見し、村への愛着を産むなど心を豊かにしてくれます。

1、 学校教育の理念

めざす子ども像

ふるさと野迫川に夢や誇りをもって、未来の担い手となる子ども

上記のように「めざす子ども像」を設定しました。

本村の自然や歴史、産業などの教育資源を生かした特色ある教育活動の推進をはじめ、知、徳、体での学びを活用できる力（生きる力）を育む教育活動を推進し、未来を切り拓く人材の育成を目指します。

2、 社会教育の理念

むらびとぞう めざす村人像

むらびと 生涯にわたって学び続け、笑顔で暮らしていける村人

上記のように「めざす村人像」を設定しました。

本村では、婦人会、青年団、PTA、夜叉太鼓、郷土料理、短歌会等々が村内だけでなく村外でも幅広く活動を行っています。その活動の中では、生き生きとした姿が見られます。村民が、生涯にわたって学び続け、充実した人生を送ることができるよう学習機会の提供や団体の活動支援、施設環境の充実を図ります。

IV 基本施策

1、 学校教育

単なる知識を獲得するだけでなく、知、徳、体での学びを活用できる力（生きる力）を育む教育活動を推進することや義務教育学校として9年間を見通したカリキュラムを編制し、一貫した教育を推進します。また、特別なカリキュラムを編制し、ふるさと学習、英会話学習を行います。そのために、教職員の資質の向上、定数の是正、教育設備等の教育環境の向上を図ります。

- (1) 生きる力を育む教育活動の推進
- (2) 義務教育学校への移行と9年間を見通したカリキュラムの作成
- (3) 特別なカリキュラム「ふるさと学習」「英会話学習」の実施

- (4) 教職員の資質向上
- (5) 地域とともにある学校づくり
- (6) 教育環境の充実
- (7) 複式学級の解消
- (8) 人権教育の充実
- (9) 特別支援教育の充実
- (10) 家庭教育の充実
- (11) 異学年交流や他校との交流の推進

2、 社会教育

村内の教育施設の充実をはじめ、村民の学習ニーズに即した講座等の開催など、村民主体の学習活動の活性化を促す環境・条件づくりを進めていきます。

- (1) 社会教育施設及びスポーツ施設の適正管理
- (2) 社会教育事業の充実
- (3) 指導者の確保
- (4) 社会教育団体等の育成

3、 スポーツの充実

村民の高齢化が急速に進み、健康の維持・増進が重要視される中で、村民のだれもが気楽にスポーツに親しみ、日々の暮らしの中に定着させることのできる環境づくりを進めていきます。

- (1) スポーツ施設の適正管理
- (2) 多様なスポーツ活動の普及促進

- (3) 指導者の確保
- (4) スポーツクラブ等の育成
- (5) 総合型スポーツクラブの充実

4、 文化財・文化活動の充実

文化遺産は、先人が遺してくれたかけがえのない宝物であり、村人の精神的なよりどころであるので、次の世代へ送らなければならないという使命をもっています。

また、文化活動は精神的な豊かさや感動を与えるとともに、生きる勇気や喜びをもたらすものであり、生活に欠かせないものであることから、今後とも、誰もが気楽に文化芸術にふれ、活動することができる環境づくりを進めていきます。

- (1) 文化財の保存・活用
- (2) 民族資料の保存・伝承
- (3) 指導者の確保
- (4) 世界遺産「熊野参詣道 小辺路」の維持・管理及び広報活動
- (5) 文化芸術に触れる機会の提供

5、 国際交流の充実

過疎化・少子高齢化が進む本村にとって、国際交流は、単なる人との出会いやふれあいにとどまらず、新たな村の一面を知り、村への愛着を育むきっかけとなる貴重な活動であることから、交流を引き続き推進していくとと

もに、多くの村民を巻き込んだ交流となるよう取り組んでいきます。

(1) 中学生の国際交流事業の推進

(2) スロバキア共和国との交流